

# 《 事務所ニュース 2015年8月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 労働者派遣法改正へ 9月～

労働者派遣法を改正する法律案の主な概要

### <派遣事業の健全化>

- 特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。

### <派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ>

- 派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するため、以下の措置を講ずる。
  - ① 派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングを派遣元に義務付け。
  - ② 派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置※を派遣元に義務付け。（3年経過時は義務、1年以上3年未満は努力義務）  
※雇用を継続するための措置として
    - ①派遣先への直接雇用の依頼
    - ②新たな派遣先の提供 ③派遣元での無期雇用
    - ④その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置

違反に対しては、許可の取消も含め厳しく指導。

### <より分かりやすい派遣期間規制への見直し>

- 現行制度では、専門業務等のいわゆる「26業務」には期間制限がかからず、その他の業務には最長3年の期間制限がかかるが、分かりやすい制度とするため、これを廃止し、新たに以下の制度を設ける。
  - ① 事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には対応方針等の説明義務を課す。
  - ② 個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは3年を

上限とする。

### <派遣労働者の均衡待遇の強化>

- 派遣元と派遣先双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保のための措置を強化する。

## 基本手当日額の変更 9月～

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額で、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。

### 【変更内容】

#### 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

60歳以上 65歳未満	6,709円	→	6,714円	(+5円)
45歳以上 60歳未満	7,805円	→	7,810円	(+5円)
30歳以上 45歳未満	7,100円	→	7,105円	(+5円)
30歳未満	6,390円	→	6,395円	(+5円)

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）